

学校法人 杉野学園

杉野服飾大学 ガバナンス・コード  
改訂（令和5年）

2023（令和5）8月1日

## 目次

はじめに	3
第1章 私立大学の自主性・自律性の尊重	4
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	9
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	13
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	14
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	17
5-1 情報公開の充実	

## はじめに

学校法人杉野学園 杉野服飾大学は、日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」制定の目的・意義を踏まえ、私立大学として自主的に運営基盤の強化を図るとともに、教学については教育の質の向上を図るとともに及び運営についても透明性の確保を図るために、「学校法人杉野学園 杉野服飾大学ガバナンス・コード」を制定します。

本学は、このガバナンス・コードを遵守して適切なガバナンスの確保・強化を図り、学生、保護者、教職員を中心としたステークホルダーの信頼の確保に努め、安定的かつ持続可能なガバナンス体制の下で、建学の精神に基づく学生の育成を通じて社会の発展に寄与します。

平成 29 年 6 月に文部科学省より公表された「私立大学等の振興に関する検討会議で「(略)学校法人や私学団体の自主性を尊重するための『ガバナンス・コード』のようなガイドライン策定が必要である。」ことが提案されています。その後平成 31 年 1 月下旬に私立学校法改正案が提出され、平成 31 年 2 月 12 日に閣議決定されました。日本私立大学協会は、平成 31 年 3 月 28 日開催の第 150 回総会(春季)において「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第 1 版>」として提案し概ね了承されています。以下に掲載します。

### 「私立大学版ガバナンス・コード」制定の目的・意義

(1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。

(2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適性と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足りる、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。

(3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。

(4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。

(5) 私立大学法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

日本私立大学協会憲章「私立大学版ガバナンス・コード」第 1 版より抜粋

## 学校法人杉野学園 杉野服飾大学ガバナンス・コード

以下、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に沿って、杉野服飾大学の建学の精神・理念に従って、杉野服飾大学としての自律的なガバナンス・コードを制定します。

### 第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人杉野学園 杉野服飾大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、状況に応じた計画を策定し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

#### 1-1 建学の精神

##### (1) 建学の精神・大学の基本理念

建学の精神・理念は次の通りです。

本学園の創設者杉野芳子は、日本の近現代の過渡期にあつて、単身渡ったアメリカで自分自身の生活体験の中から西洋衣装の制作技術と服飾文化を身に付けて帰国後、大正15（1926）年（昭和元年）にドレスメーカー女学院を創設し、日本における服飾教育を開始した。その目指すところは日本における洋装の普及定着と服飾技術の習得による女性の自立であった。彼女は洋装を日本人に適合させるための洋裁技術としてドレメ式原型を考案し、昭和10（1935）年に日比谷公会堂で日本初のファッションショーを開催するなど、日本における服飾教育の確立とモードの創出に取り組んだ。

第二次大戦後、新憲法下での日本の経済社会の発展の中で女性の社会進出が急速に進み、洋装が一般化し、男女の既製服産業が発展した。このような時代背景の中で洋裁学校による洋裁教育が大規模に発展した。杉野学園では、昭和25（1950）年、新制大学の発足時に杉野学園女子短期大学を設立して、女子の高等教育機関での服飾教育を開始した。

昭和30（1955）年代末にアパレル産業の急発展と第一次ベビーブームによる大学急増期を迎える中で、杉野女子大学家政学部を新設し、4年制大学による服飾教育を開始

した。

学園の創設者杉野芳子によるこのような建学の精神は、「挑戦（チャレンジ）の精神」「創造する力」「自立（自己実現）する能力」である。これは、平成 16（2004）年に設置された大学の自己点検評価委員会で検討した結果、杉野学園の全機関の合意によって確定されたものである。

「自立する能力」は、学園創設時には、明治憲法下の家父長制の社会では洋裁技術の習得によって女性が経済的に自立する能力を獲得することを意味していたが、昭和 30（1955）年代以降の服飾関係業界への女性の雇用の普及と本学園における男女共学化に伴って、男女ともに服飾関係の業界において専門職業人として活躍する能力を発揮するように「自己実現する能力」へと変化している。

21 世紀に入って、日本の服飾に関する産業と社会はかつてないほど国際化が進行し、素材生産から消費市場に至るすべての局面でさまざまな課題に直面している。このような状況の中で、現在及び未来の日本の服飾産業の道を切り拓くチャレンジ精神をもって、芸術性・技術力と文化的教養に基づいた創造力を養い、専門職業人として業界で自立した能力を発揮できる人材を社会に送り出すことが杉野服飾大学の使命である。

このような基本理念と使命に立脚して、大学の 1 年次では共通の初年次教育課程と 2 年次以降の専門教育課程を設けている。初年次教育課程では、教養科目によって豊かな人格を養い、服飾関係科目によって芸術性・技術力、ビジネス基礎力を育成する。その基礎の上に専門教育課程で服飾業界の各分野に対応した創造力をもった専門職業人を養成することを目的としている。このことは、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーで明示されている。

## （2）建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく、各専門コース及び各専攻の人材像は次の通りである。

### （2）－1 服飾学科

#### ① モードクリエーションコース

ファッション産業の現場で活躍できるデザイナー、パタンナー、縫製技術士などの人材育成を目標とする。

#### ② インダストリアルパターンコース

3D 計測器を使用した人体計測及びアパレル CAD による個々の人体に対応したパターン開発が提案できるパタンナーの人材の育成を目標とする。

#### ③ テキスタイルデザインコース

創造的なテキスタイルデザイン・設計を通してイメージ通りに表現したテキスタイル作品を制作できる能力によって、ファッション業界において織物デザイナー、ニットデザイナー、プリントデザイナーとして活躍できる人材の育成を目標とする。

#### ④ ファッションプロダクトデザインコース

バッグ、帽子、アクセサリ、シューズ等ファッション関連製品のデザインなど、プロダクトデザイナーとして広く社会に受け入れられる人材の育成を目標とする。

#### ⑤ ファッションビジネス・マネジメントコース

ファッションビジネスを企画・提案でき、マネジメント（企業等の経営管理）能力を身に付けたマーチャンダイザー等のCCO（チーフクリエイティブオフィサー）となる人材の育成を目標とする。

#### ⑥ ファッションビジネス・流通イノベーションコース

店舗販売とネット販売の併合した事業運営などファッション流通イノベーションを推進するCMO（チーフマーケティングオフィサー）となる人材の育成を目標とする。

### （2）－2 服飾表現学科

#### ① 衣装表現

舞台や映画で美しく独創的な衣装を制作する衣装デザイナーなどの人材育成を目標とする。

#### ② スタイリング

TVや雑誌で、モデル、タレント、アーティストの魅力や個性を引き出すスタイリングをするスタイリストなどの人材の育成を目標とする。

#### ③ ビジュアルマーチャンダイジング

ショップやイベント会場で消費者に視覚的に訴える演出を行うVMD（ビジュアルマーチャンダイザー）などの人材の育成を目標とする。

#### ④ ショープロデュース

ショーやイベントのコンセプト立案から企画、制作、運営まで観衆を魅了する空間を創るイベントプロデューサーやショースタッフなどの人材の育成を目標とする。

#### ⑤ 映像・メディア表現

TVやネット配信などの多彩なメディアでクリオティーの高い映像表現を行う映像ディレクター、映像作家などの人材の育成を目標とする。

### （2）－3 服飾文化学科

世界と日本の服飾文化を歴史的、空間的に高度な見地から把握し、理論又は制作の面から服飾文化の継承と発展に参画できる能力を身につけることを目的とする。具体的には、服飾文化が内包する現代的な課題（SDGs等）の解決に向けての発想力と提案力を有する服飾の専門職職業人としての能力を備えることを目標とする。

## 1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

### （1）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、各専門コース及び各専攻の教育目的及び研究目的は次の通りである。

#### （1）－1 服飾学科

① モードクリエーションコース

服飾造形表現に必要とされる知識・技術・感性を修得し、イメージを的確に造形として表現・判断できる能力の育成を目的とする。

② インダストリアルパターンコース

ファッションの色や素材、人体におけるサイズ等を最もよい状態へ改良しながら個々の人体に対応して、パターン開発できる能力の育成を目的とする。

③ テキスタイルデザインコース

服飾の原材料や素材を理解し、表現技法の修得によってテキスタイルデザイン、設計をもとに自由にテキスタイル作品の制作が出来る能力、またニットにおいてはニットCADシステムによるニット作品の制作が出来る能力を育成することを目的とする。

④ ファッションプロダクトデザインコース

ファッションプロダクトの分野でアイデアを創出する豊かな発想力並びにそのアイデアを具体的に形にする造形力と実際に制作する技術力の育成を目的とする。

⑤ ファッションビジネス・マネジメントコース

ファッションビジネスに関わる企画創作能力・企画作成技術力・プレゼンテーション能力の育成を目的とする。

⑥ ファッションビジネス・流通イノベーションコース

SPA（製造小売業）、オムニチャネル（統合販売）などの変革の進むファッション流通に即応できる感性・思考力と課題解決力などの能力の育成を目的とする。

(1) - 2 服飾表現学科

① 衣装表現専攻

衣装表現に必要とされる発想、デザイン・構想、エスキース、制作、プレゼンテーション等の創作のプロセスにウエイトを置いた実践能力の育成を目的とする。

② スタイルリング専攻

スタイリストの基礎力として、過去から現在までにおける服飾表現の流れ（或いは“流行”）を把握し、社会におけるファッションの役割の上に表現できる能力の育成を目的とする。

③ ビジュアルマーチャンダイジング専攻

魅力的な店舗や展示空間を想定し、視覚的に商品の世界観を伝えることが出来る能力の育成を目的とする。

④ ショープロデュース専攻

服飾表現における「ショー」に特化し、ステージ形態（舞台）、レイアウト等の造形プラン、音楽、ライティング、映像演出などの空間プラン、モデルのパフォーマンススケジュールなどの時間プランなどを総合したプロデュースとその運営能力の育成を目的とする。

⑤ 映像・メディア表現専攻

メディアにおける服飾のあり方を考え、視覚情報としてのそのイメージを伝えるために、映像の企画・構想、撮影、編集技術を修得し表現していく能力の育成を目的とする。

### (1) - 3 服飾文化学科

卒業時の到達目標は、次に掲げる職業分野に要求される能力を身につけていることである。

- ・服飾関連企業の企画・製造・販売及びサステナビリティ分野のスタッフ
- ・博物館、美術館、資料館などの学芸員及び文化活動スタッフ
- ・地域活性化に取り組む企業・団体のスタッフ

### (2) 中期的（原則として5年）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討と策定をします。

②中期的な計画状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その内容を公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めます。

③改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材育成・確保など事務職員の役割を一層重視します。

④経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して提案を受けるなど法人全体の取組みを行っていきます。

⑤中期的な計画には、状況の変化によりますが、以下の内容を予定します。

- ア 教育理念と教育目的
- イ 教育改善の経緯と教育計画
- ウ 学園の規模の推移
- エ 計画期間の収支の推計
- オ 計画期間の学園の規模の計画
- カ 教育組織
- キ 教育活動情報の発信の強化
- ク 財務基盤の強化
- ケ 設備整備計画
- コ 収益事業

### (3) 私立大学の社会的責任等

① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。

② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・



地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

③ 私立学校の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実現します。

## 第2章 安全性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

##### ① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

##### ② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

##### ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

##### ④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

##### ⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

- イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ) その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
  - ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
  - ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責に関する保険に加入しています。
  - ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

## 2-2 理事

### (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 各々理事の役割を定め、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

### (2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

### (3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。

② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

#### (4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、必要に応じて研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

### 2-3 監事

#### (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

#### (2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

#### (3) 監事監査基準

- ① 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ② 監事は、監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

#### (4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、必要に応じて研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

#### **(5) 常勤監事の設置**

監事の監査機能の充実、向上のため、必要に応じて常勤監事の設置を検討します。

### **2-4 評議員会**

#### **(1) 諮問機関としての役割**

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算、事業計画に関する事項
- ② 中期的な計画の策定
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員報酬に関する基準の策定
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併
- ⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議

をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

## 2-5 評議員

### (1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
  - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五才以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

### (2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学校法人は、評議員に対し、必要に応じて研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

## 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、杉野服飾大学学長選任規程に基づき、第2条で「(略) 学校法人杉野学園の理事会が、これを選任する。」とし、同条において「(略) 理事長が、これを委嘱する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長の任免、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めています。

### 3-1 学長

#### (1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ①学長は、学則に定める教育目的を達成するために、リーダーシップを発揮し、大学  
教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ②学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよ  
う、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

## (2) 学長補佐体制（副学長の役割と学部長の選任）

「杉野服飾大学副学長の職務等に関する規程」により、大学に副学長を置くことが  
できるようにしており、同規程第1条において「副学長は、学長を補佐し、学長が指  
示する重要事項について企画、立案、連絡調整に当たり、業務を掌理する。」としてい  
ます。選任・任期・退任についても同規程に定めています。

学部長の選任については、「杉野服飾大学学部長選任規程」において「学部長は、学  
長の推薦に基づき理事長が任命する。」としています。

## 3-2 教授会

### (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する  
事項については、杉野服飾大学 学則第56条で以下のように定めています。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を  
聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

ただし、学校教育法第93条に定めているように、教授会は、定められた事項につい  
て学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審  
議結果に拘束されるものではありません。

## 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければな  
りません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした  
高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。  
ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信  
頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要  
があります。

### 4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等において、3つの方針（ポリシー）を明確  
にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
  - ① 学科ごとに3つの方針（ポリシー）を定め公表します。

- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- ② 自己点検・評価を実施し社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

## 4-2 教職員等に対して

### (1) 教職協働

大学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

### (2) ユニバーシティ・ディベロップメント

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。FD・SD委員会を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

#### ① ファカルティ・ディベロップメント（FD）

教員個々の教授能力と教員組織としての機能の高度化に向け、FD研究委員会を中心となって研究と検討を行います。FD研修会を定期的開催し、取組みを推進します。

#### ② スタッフ・ディベロップメント（SD）

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組み（研修）を推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

## 4-3 社会に対して

### (1) 認証評価及び自己点検・評価

#### ① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられています。本学は外部認証評価機関の日本高等教育評価機構の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めています。

- ② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施  
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。
- ③ 学内外への情報公開  
自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、ホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

## （２）社会貢献・地域貢献

- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産学の連携を通して、学生指導に活かすなど大学の役割を果たします。
- ③ 大規模災害への対応として、避難訓練等で地域社会の減災活動に協力します。

## 4-4 危機管理及び法令遵守

### （１）危機管理のための体制整備

- ① 「学校法人杉野学園危機管理規程」「学校法人杉野学園個人情報の保護に関する規程」「学校法人杉野学園におけるハラスメントの防止・対策に関する規程」「杉野服飾大学・杉野服飾大学短期大学部の研究活動等における不正行為への対応要項」等を定め、大規模災害や不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）に対する危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組んでいます。
- ② 掲示物や各種パンフレット等の配布を通して、災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
  - ア 学生・教職員等の安全安心対策
  - イ 減災・防災対策
  - ウ ハラスメント防止対策
  - エ 情報セキュリティ対策
  - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

### （２）法令等遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規定（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 「学校法人杉野学園公益通報に関する規程」を設け、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受けける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っています。



## 第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

### 5-1 情報公開の充実

#### (1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

##### ① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間授業計画（シラバス）
- ケ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 学生が修得すべき知識及び能力

##### ② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分は除く）
- オ 役員報酬に関する基準

## カ 事業報告書

### (2) 自主的な情報公表

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により公表します。事例としては次のような項目があります。

- ① 教育・研究に資する情報公開
  - ア 海外の協定校について
  - イ 地域連携並びに産学官連携
- ② 学校法人に関する情報公開
  - ア 中長期的な計画
  - イ 本学独自のアセスメント報告、外部評価

### (3) 情報公開の工夫等

公開方法は、ホームページを使った Web 公開を主としますが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

以上